公益社団法人日本栄養士会会員 各位

公益社団法人日本栄養士会 代議員選挙管理者

公益社団法人日本栄養士会 2024 年度、2025 年度代議員の 選挙の実施に関するお知らせ(通知)

日本栄養士会定款施行規則第7条第1項に基づき、本会の2024年度、2025年度代議員の選挙の実施に関してお知らせします。

代議員の任期は2年で(本会定款第6条第7項)、現在の2022年度、2023年度の代議員の任期が2024年度の定時総会開会前をもって終了することから、新たに2024年度、2025年度の代議員を選ぶこととします。

今回の代議員選挙は下記の要領により実施します。

本会のすべての会員は、代議員に立候補する権利とともに、代議員を選ぶ権利をもっています (本会定款第6条第4項、同第5項)。代議員の職責の重要さに鑑み、今回の代議員の選挙に一 人でも多くの会員の皆さまが参加されるようご案内申し上げます。

以上

記

「代議員選挙の要領]

1. 代議員の任期年度

2024 年度、2025 年度(任期の終期は、2026 年度の定時総会の開始前まで) ※2026 年度定時総会の代議員は 2026 年度に選出となります。

- 2. 選挙区域:都道府県栄養士会
- 3. 代議員の定数

総数 250。 都道府県栄養士会毎に 2 名と、都道府県栄養士会の 2023 年度末の会員数を基準 にして残る 156 名を都道府県栄養士会に配分した人数の合計

- 4. 選挙の管理機関:都道府県栄養士会又は都道府県栄養士会の定める管理者(※) ※ 都道府県栄養士会が定めないときは本会
- 5. 選挙の実施日: 都道府県栄養士会の 2024 年度定時総会又は都道府県栄養士会の定める日 (※)

※都道府県栄養士会が定めないときは本会の定める日

- 6. 選挙の実施方法:都道府県栄養士会の定める方法(※)
 - ※都道府県栄養士会が定めないときは本会の定める方法
- 7. 立候補届出等:立候補の届出は、都道府県栄養士会の 2024 年度定時総会の日の 15 日前又 は都道府県栄養士会の定める日までに、書面をもって、都道府県栄養士会又は本会宛にこれを 行うこととします。